

浜松市南区役所市民ホール等の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市南区役所市民ホール（南区役所1階のうち別図で示す部分とする。）及び駐車場（以下「市民ホール等」という。）の利用について、浜松市庁舎等管理規則（昭和39年浜松市規則第43号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定める。

(行為の許可)

第2条 市民ホール等の利用に係る規則第3条の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 主に南区の住民により構成する団体又は南区に主たる事務所を有する法人（以下「市民団体等」という。）が、地域の交流事業、文化・スポーツの振興事業、健康・福祉の増進のための事業、地域の産業振興のための事業その他の営利を目的としない公益的事業を行うとき。

(2) 国、県及び他の地方公共団体が公用又は公共の用に供するために使用するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、使用許可は要しない。

(1) 市から事務の委託を受けた者が市民ホール等において、委託事業を行うとき。

(2) 市民団体等が市民ホール等において市と共催で公益的事業を行うとき。

(許可の期間)

第3条 市民ホール等の利用許可の期間は、2週間以内とする。ただし、区長が特に必要があると認める場合は、期間を更新し、又は2週間以上の期間とすることができる。

(許可の申請)

第4条 市民ホール等の利用に係る前号第1項の許可を受けようとする者は、庁舎等内行為許可申請書（別記様式）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(使用料の免除等)

第5条 この要綱の規定に基づき市民ホール等を利用する場合には、使用料は徴収しない。

2 市民ホール等の利用に伴う、電話、電気、ガス及び水道等の光熱水費は、徴収しない。ただし、光熱水費が著しく高額になる場合は、実費を勘案して別に定める基準により、利用者の負担とする。

(公用に供する場合等の許可の取消等)

第6条 市民ホール等の利用の許可をした場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、区長は、その許可を取り消し、許可の期間を変更し、又は利用範囲の変更その他の利用内容を変更することができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。